

# 「公益法人制度の抜本的改革に向けて（論点整理）」に対して 寄せられた意見の骨子

平成14年10月17日  
内閣官房行政改革推進事務局

「公益法人制度の抜本的改革に向けて（論点整理）」に対して寄せられた意見の総数（本年8月2日から9月10日までの間）は、161件（うち団体47件、個人114件）、主な意見の骨子は次のとおり。

## 1．公益法人制度の抜本的改革の必要性、基本的な考え方について

- ・公益法人の果たす役割を評価し、その活動を促進する観点から制度改革を行うべき
- ・一部の公益法人の不適切な運営等を念頭に抜本改革をすべきではない
- ・公益法人制度の抜本的改革よりも、まず行政と公益法人との間の課題を解決すべき

## 2．非営利法人制度のあるべき姿について

- ・論点整理の5つのポイント（簡便性、客観性、自律性、透明性、柔軟性）に賛成

## 3．非営利法人制度改革の方向について

### （1）法人類型、公益性判断の必要性

- ・パターン に関する意見  
賛成：準則主義に賛成、非営利法人という一つの法人類型であるべき  
反対：公益と共益という目的の異なるものの一本化は問題
- ・パターン に関する意見  
賛成：公益と共益を明確に区分すべき、公益性が認知・評価される法人類型が必要  
反対：現行制度と変わらない
- ・財団法人に関する意見  
（財団法人制度も重要な区分の一つとして存続すべき、法人形態か信託形態かを選択させるべき）

### （2）法人格の取得等

- ・準則主義による法人格取得に関する意見  
賛成：法人格取得はできるだけ簡便であるべき、営利法人との公平性  
反対：類似目的の法人乱立のおそれ
- ・行政庁の認証による公益性判断に関する意見  
賛成：行政の裁量が排除可能、行政が責任をもって認証すべき

### （3）ア 公益性の判断基準

- ・公益の定義に関する意見  
（限定列挙すべき、客観的であるべき、ネガティブリストの形式も可能、公益は時代とともに変化するため弾力的対応を可能とすべき）
- ・法人の活動実績や運営状況を見た上で公益性を判断することについて  
（実績主義とすべき、新規の公益活動に不利益）

## イ 公益性の判断主体

- ・ 行政庁が判断すべき  
（知識経験が十分な主務官庁によるべき、税務当局では公益性を認めない方向になりがちと推測される）
- ・ 税務当局に判断させるべき  
（認証は行政庁の関与が大きく残るため、定量的な基準で税務当局が判断）
- ・ 第三者機関等が判断すべき  
（主務官庁から独立した行政機関による認定、地域の状況に応じて判断できるよう第三者機関を地方に設置）

### （４）適正運営の確保について

- ・ 営利法人並のガバナンスを求めるべき
- ・ ガバナンス、ディスクロージャーを強化すべき
- ・ ガバナンスやディスクロージャーには制約や法人類型による強弱が必要
- ・ 事後チェックに関する意見（要件・手続等の明確化、法人への罰則強化の検討）

### （５）税制上の措置について

- ・ 税優遇を維持・拡充すべき  
（継続的な公益活動と適正運営の確保により既存と同様の優遇措置、円滑な事業活動の確保のためには優遇措置の維持が必要、公益活動支援のためさらに拡充すべき）
- ・ 適切に課税を行うべき  
（優遇の基準に該当しないものは適切に課税、過度の優遇は不相当）
- ・ 法人制度上の公益性の認定と税優遇が連動するかどうかについて  
（税務当局により恣意的に判断される又は公益性をせまく判断されるおそれ、公益性は税法上のメリットと位置づけるべき）
- ・ 寄附税制に関する意見  
（客観的要件の必要性、国際的に妥当とされる水準での非課税措置）

### （６）現存する公益法人の他法人類型への移行について

- ・ 既存公益法人のすべてが、新制度上公益性が認定される法人類型に移行すべきかどうかについて  
（公益性の判断に合致するもののみとすべき、それ以外は解散するのが基本、中間法人や営利法人への移行の法整備の必要、新たな「公益法人」へ原則移行）
- ・ 円滑な移行が必要  
（財産承継を認めるべき、法改正による不利益な変更はできるだけ避けるべき）